

## 令和2年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書(市町村分)

都道府県名 埼玉県

市町村名	美里町	自治体コード:	113816
事業名	美里町結婚新生活支援事業	所要見込額 ※(注)1	900 千円
実施期間	交付決定日 ~ 令和3年3月31日		
地域の実情と課題(これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述) ※(注)2	美里町では、平成7年をピークに人口減少傾向に転じている。人口ピーク時の合計特殊出生率は、国・埼玉県と比較して高い水準(1.59)だったが、その後急激に落ち込み、平成13年には0.96と1.0に満たない数値となっている。平成27年には1.43と埼玉県(1.39)をやや上回ったが、平成28年には1.19(埼玉県1.37)、平成29年には1.28(埼玉県1.36)と再び埼玉県の数値を下回っている。なお、数値の毎年の変動が大きいのは、分母である女性の人口が少ないからである。また、自然動態では、100人前後の減少(平成29年104人減、平成30年82人減)が続いている。自然減に歯止めをかけるためには、出生数をいかに増やすかが課題であるが、未婚率は近隣市町と比べて高い水準であり、出生数の伸び悩みを引き起こす要因のひとつとなっているため、本事業により未婚率の低下を図りたい。		
市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け ※(注)3	「第5次美里町総合振興計画」において、まちづくりの施策の柱として、『妊娠から子育てまで切れ目のない支援』及び『交流拠点の整備・活動支援』を掲げており、これらを総合的に推進し少子化対策を行っている。また、『交流拠点の整備・活動支援』の中のまちの将来像の1つとして『暮らしを楽しむ人のつながりと優しさのあるまち』を掲げ、その中の施策の1つの「若者が頼り、出会う場・機会の創出」において結婚のサポートについて取り上げており、ここに本事業が位置づけられる。		
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	「第5次美里町総合振興計画」において、まちの将来像として『妊娠から子育てまで切れ目のない支援があり、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産むことができるまち』を10年後の目指す姿として掲げている。「美里町まち・ひと・しごと総合戦略」において合計特殊出生率は、平成26年基準値が1.20であり、令和22(2040)年には1.8という目標に向け、5年間で1.3程度を目指すとしている。		
参考指標 ※(注)5	※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等 婚姻数: 37件(平成30年)、婚姻率: 3.4(平成30年)、出生数: 73人(平成30年)、出生率: 6.7(平成30年)		
事業内容	1 優良事例の横展開支援事業	所要見込額	0 千円
	(1) 結婚に対する取組	所要見込額	0 千円
	個別事業名	所要見込額	千円
	個別事業名	所要見込額	千円
	個別事業名	所要見込額	千円
	個別事業名	所要見込額	千円
	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組	所要見込額	0 千円
	個別事業名	所要見込額	千円
	個別事業名	所要見込額	千円
	個別事業名	所要見込額	千円
2 結婚新生活支援事業	所要見込額	900 千円	
個別事業名	美里町結婚新生活支援事業		
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無 ※(注)6	無		

(注)

1「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。

2「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。

3「市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は少なくとも令和元年度終了時点で、各自体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。

5「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。

6「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。「無」が前提となります。

7 適宜参考となる資料を添付すること。